

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	既にその影響が顕在化しつつある、人類共通の課題である地球温暖化対策の解決のため、世界で共有されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるという目標を視野に入れ、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	728,401	498,993	494,636	450,888
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	728,401	498,993	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	678,188	455,210	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定) 					

測定指標	1 温室効果ガスの排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値
		2年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	62年度
		12億6,100万	12億8,100万	12億700万	12億5,800万	13億800万		2億1,180万
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	2 世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	年次会合(オックスフォード)	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	
	3 気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
-		「気候変動への賢い適応」の策定	温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>○従来、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)においては、国連気候変動枠組条約下の京都議定書に基づく削減約束に対応して、「京都議定書目標達成計画」を策定することとされていたが、平成24年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、同計画に基づく取組も平成24年度末をもって終了した。我が国は、京都議定書第二約束期間(平成25～32年)には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む。このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による「地球温暖化対策計画」の策定等の措置を規定した「地球温暖化の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を平成25年3月に閣議決定し、国会に提出した。なお、同法案は、同年5月に公布・施行(一部を除く)された。</p> <p>○平成25年3月15日に、地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、2020年までの削減目標については、同年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととした。また、その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行うこととした。さらに、この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画」の案を作成し、閣議決定することとした。</p> <p>○世界全体で低炭素社会の構築を推進するために、平成20年のG8環境大臣会合の議論を踏まえ、低炭素社会研究の推進と政策への反映を目的とした国際的な研究機関のネットワークである「低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)」が平成21年に発足し、現在は、G8加盟国を中心に7カ国の16研究機関が参加している。平成24年度は、9月に第4回年次会合をオックスフォード(英国)で開催した。また、アジア地域においても同様の低炭素社会研究に係るネットワークを構築すべく、平成24年4月に開催された東アジア低炭素成長パートナーシップ対話の際に「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を立ち上げ、地域の能力開発への貢献と域内各国の研究者のネットワーク化を進めた。</p> <p>○国内における温暖化の影響と適応策に関する科学的知見を取りまとめたパンフレット『適応への挑戦2012』を平成23年度に、また、日本を中心とする近年の気候変動の現状と将来の予測及び気候変動が及ぼす影響について体系立てて整理した『気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート』を平成24年度に作成・公表した。これらの作成・公表、及び地域セミナーの開催を通じて、国や地域レベルでの「気候変動に柔軟に適応できる社会づくりの促進」に資するよう、日本国内の温暖化による影響や適応に係る普及啓発を行った。アジア太平洋地域においても、前年度に引き続き、域内各国の適応関連の情報共有及び能力開発のためのネットワークである「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク(APAN)」に主導的な立場で参加し、適応に係る我が国の知見やノウハウの情報発信を行い、域内各国の能力開発の支援を行った。また、平成25年3月には、第3回アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、適応に係る知見の共有等を促進した。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされている。今後は、2013年度以降の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年5月に改正された同法に基づき、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標を含む「地球温暖化対策計画」の策定に向け、長期的展望に立った検討を急ぐ必要がある。</p> <p>○世界全体で低炭素社会を実現するためには、各国が参加する研究ネットワーク活動による低炭素社会研究の促進と、研究成果の政策への反映が重要である。このため、平成25年度以降も、引き続きLCS-RNetによる取組を進めるとともに、経済成長に伴う温室効果ガスの排出増が懸念されるアジア地域において、LCS-RNetのアジア版である「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を構築し、域内各国の低炭素社会研究に係る連携と能力強化を促進する。</p> <p>○地球温暖化対策としては、排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠であり、影響評価と適応に係る取組を一層強力に推進することが必要である。このため、平成27年夏頃を目途として「適応計画」を策定することとし、関係省庁と連携・協力をして着実に取り組んでいく。この「適応計画」策定に向けて、平成25年度は、中央環境審議会に気候変動影響評価等小委員会を設置し、気候変動による影響への対処(適応)の観点から、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議する。また、アジア太平洋地域には、気候変動への脆弱性が高い地域や、温暖化の影響への適応のための能力の不足が懸念される国があることから、APANの活動を強化し、我が国の知見を各国と共有しつつ、途上国支援の取組を推進する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○平成23年7月に「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会」を設置。中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項について審議を行った。</p> <p>○平成24年6月に中央環境審議会地球環境部会として「2013年以降の対策・施策に関する報告書」をとりまとめた。</p> <p>○「賢い適応」、「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」、「気候変動適応の方向性」及び「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成にあたってはいずれも専門家による検討会、委員会を設置し、会での議論を基に各報告書を作成した。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>					
<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>土居 健太郎 辻原 浩</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>25年 6月</p>

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制				
施策の概要	2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。				
達成すべき目標	2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	18,684,509	27,218,272	42,823,686	作業中
	補正予算(b)	0	74,023,498	0	作業中
	繰り越し等(c)	2,220,687	△452,587	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	20,905,196	100,789,183	(※記入は任意)		
執行額(千円)	17,365,746	84,680,123	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	基準値	実績値					目標値
		2年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	10億5,900万	11億3,800万	10億7,500万	11億2,300万	11億7,300万		(H20~24年度平均)10億7,600万~10億8,900万
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	2年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	1億5,100万	1億1,900万	1億1,000万	1億1,100万	1億1,000万		(H20~24年度平均)1億3,200万
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	7年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	5,120万	2,370万	2,170万	2,350万	2,510万		(H20~24年度平均)3,100万
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成23年度(2011年度)の温室効果ガスの総排出量は、13億800万トンで、京都議定書の基準年比では、3.7%の増加となっている。</p> <p>①森林経営による吸収量確保の目標(基準年排出量の約3.8%) ②政府としてのクレジット取得事業の平成24年度までの実績(9,752.8万トン) ③電気事業連合会におけるクレジットの政府への無償移転量(2億300万トン)</p> <p>これらを加味すると、平成20年度から平成23年度までの4カ年平均で、基準年比-9.2%であり、京都議定書第一約束期間における目標である6%削減は達成可能な水準である。</p> <p>平成23年度の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量は1億1,000万トン、代替フロン等3ガスの排出量は2,510万トンであり、それぞれ目標値に達している。一方で、エネルギー起源二酸化炭素の排出量は、11億7,300万トンであり、現時点では目標値(H20~24年平均で、10億7,600万~10億8,900万トン)に達していない状況。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>平成23年度の排出量について、前年度と比べて排出量が増加した要因としては、東日本大震災の影響等により製造業の生産量が減少する一方、火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどが挙げられる。</p> <p>今後は、2013年度以降の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年5月に改正された同法に基づき、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標を含む「地球温暖化対策計画」の策定に向け、長期的展望に立った検討を急ぐ必要がある。また、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」等に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標に掲げられたものと同等以上の取組を推進されるようにしていくことが必要。再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づき、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急に図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名	土居 健太郎 和田 篤也 奥山 祐矢	政策評価実施時期	25年 6月
-------	--	--------	--------------------------	----------	--------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-3)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保					
施策の概要	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。					
達成すべき目標	平成24年度までに我が国の森林の温室効果ガス収集量を1,300万炭素トン確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	46,262	29,209	23,201	23,201
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	46,262	29,209	(※記入は任意)	
執行額(千円)	43,715	28,203	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画					

測定指標	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	—	4,400万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	4,700万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	4,990万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	5,210万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	調査中	(20~24年平均) 4,767万
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
年度ごとの目標値							
		施策の進捗状況(実績)					目標
							年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	気候変動枠組み条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、2012年4月に条約事務局に我が国における2010年の京都議定書に基づく吸収量を報告した。
	目標期間終了時点の総括	京都議定書第一約束期間(平成20~24年)における森林吸収量4767万CO2トン(基準年総排出量比の約3.8%)の確保のため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針(「土地利用、土地利用変化及び林業に関するIPCCグッドプラクティス」)に則し、森林吸収量を条約事務局へ報告するとともに、報告・検証体制の改善に向けた検討を引き続き行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名	土居 健太郎 辻原 浩	政策評価実施時期	25年 6月
-------	----------------------------	--------	----------------	----------	--------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-4)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間クレジット制度)を構築し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・GISやCDMを活用し、平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算ト)の累積量を約1億取得する。 ・二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内の関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	23,038,257	12,090,465	7,765,566	作業中
		補正予算(b)	0	0	0	作業中
		繰り越し等(c)	4,055,778	103,037	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	27,094,035	12,193,502	(※記入は任意)	
執行額(千円)	26,367,421	8,738,456	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画					

測定指標	クレジット取得量(CO2換算ト) ※京都議定書目標達成計画に基づき政府が取得する量	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	約3,103.5万 (※契約量)	約4,150.0万 (※契約量)	約400.0万 (※契約量)	0 (※契約量)	0 (※契約量)	(18年度から25年度までの累積量)約1億	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	-	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
-	-	施策の進捗状況(実績)					目標	
-	-	平成25年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量9,365万トン)のクレジットを取得契約済み。					25	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成25年4月1日現在、総計約9,753万トン(GISによる取得7,550万トン、CDMによる取得約2,203万トン)のクレジットを取得契約済み。平成24年度に406.3万トン(二酸化炭素換算)のクレジットが日本政府口座へ移転された。</p> <p>また、二国間クレジット制度(JCM)に関して、平成25年6月時点で、5カ国と二国間文書に署名済み。そのうちモンゴルとは第1回合同委員会を開催し、基本的なルールについて合意した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>これまで、毎年度、必要な業務内容とそれに応じたコスト見直しを実施してきたところである。</p> <p>2013年(平成25年)度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成25年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮した、より信頼性の高いクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を引き続き実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	作成責任者名	奥山 祐矢	政策評価実施時期	25年 6月
-------	-------------------------------	--------	-------	----------	--------